

令和6年度

福岡県若年教員研修（養護教諭）3年目

第2回

【9月13日（金）】

研修修了レポートは、
下記の二次元コード または 体育研究所のHP
にアクセスし、回答してください。

提出期限は、9月18日（水）17時です。



【受講番号】

【演習グループ】

福岡県教育委員会

令和 6 年度福岡県若年教員研修（養護教諭） 3 年目 実施要項

（体育研究所 第 2 回）

1 目 的

教職経験 3 年目の養護教諭に対して、保健管理、健康相談、児童生徒理解、指導・支援、保健教育等に関する研修を行い、職務に関する基礎的・基本的な資質・能力の向上に資する。

2 主 催

福岡県教育委員会

3 主 管

福岡県体育研究所

4 期 日

令和 6 年 9 月 1 3 日（金）

5 会 場

福岡県立スポーツ科学情報センター（アクション福岡）

福岡市博多区東平尾公園 2 丁目 1 番 4 号

電話 0 9 2 - 6 1 1 - 0 2 2 0（福岡県体育研究所）

6 対象者

令和 4 年度に、福岡県の市町村（学校組合）立小・中・義務教育・特別支援学校及び県立学校の養護教諭として発令され、令和 6 年 3 月 3 1 日までに教職経験 2 年を経過する者及び通算して教職経験 2 年を経過する者。（4 0 名）

7 日 程（集合研修）

時 間	研 修 内 容	講 師
12:40～13:00	受付	
13:00～13:05	研修オリエンテーション	
13:05～14:05	実践発表・協議 「保健教育の工夫」	筑後市立松原小学校 養護教諭 野田 ゆかり
14:20～16:20	講義・演習 「性に関する指導の現状と課題」	福岡県立大学 教授 松浦 賢長
16:20～16:30	諸連絡	

8 携行物

「性に関する指導資料（性教育の指導資料 令和 3 年度改訂）一性に関する指導の考え方」
（令和 4 年 3 月 福岡県教育委員会）

〈実践発表〉

□「保健教育の工夫」

筑後市立松原小学校 養護教諭 野田 ゆかり

<協 議>

【協議を始める前に】

自校（自身）の課題はどのようなものか考え、下の枠に記入する。

【協議の視点】

「保健教育の推進」に向けて、自校（自身）の課題を改善するために、どのような工夫をしていく必要があるか。

【協議の方法】

はじめに、各班で司会者と発表者を決める。

- ① 司会者は、各班の協議を運営する。
- ② 協議の視点に沿って意見を出し合い、班内でお互い協力して話し合う。
- ③ 発表者は、全体発表で協議内容の報告（各班1分以内）をし、意見を共有する。

【メモ】

〈講義・演習〉

□「性に関する指導の現状と課題」

福岡県立大学 教授 松浦 賢長

市町村(学校組合)立学校及び県立学校養護教諭育成指標(改訂版)

	ステージ 職 キーワード 資質・能力		養成	基礎・向上	充実・深化	発展①	発展②	発展③
			養護教諭				主幹教諭・指導教諭	副校長・教頭
			志・基盤	基礎・基本	主体性・専門性	高度性・指導性	経営参画、指導・助言	校務運営、補佐・管理
			養護教諭として、職務に対する志を高め、求められる資質・能力の基盤を形成する。	若年養護教諭として、職務に関する基礎的・基本的な資質・能力を形成する。	中堅養護教諭として、主体的に組織運営に関わるとともに、職務に関する専門性を高める。	エキスパート養護教諭として、組織運営を主導するとともに、職務に関する専門的で高度な実践を展開し、指導性を発揮する。	養護教諭の発展②（主幹教諭・指導教諭）については、市町村（学校組合）立学校教員育成指標又は県立学校教員育成指標によることとする。	養護教諭の発展③（副校長・教頭）については、市町村（学校組合）立学校教員育成指標又は県立学校教員育成指標によることとする。
ア	教職としての素養	教育公務員に求められる基礎的な能力（法令遵守）	教職の意義や法令遵守の重要性を理解できる。	教育、学校及び教職の意義や社会的役割・服務に係る理解を深め、法令を遵守し、責任をもって自らの職責を果たすことができる。				
イ		教育公務員に求められる基礎的な能力（事務処理）	学校事務の内容について理解できる。	学校事務の正確・丁寧な処理ができる。	学校事務の正確・丁寧で効率的な処理ができる。	学校事務の全般的な処理ができ、他の養護教諭への指導・助言ができる。		
ウ		教育公務員の使命と責任（使命感と熱意）	教育公務員の崇高な使命を理解し、志を立てることができる。	教育公務員としての自覚をもち、組織の一員として円滑なコミュニケーションを取りながら行動し、良好な人間関係を構築できる。	豊かな人間性をもち、教育公務員としての自覚を深め、自らの専門性を磨き、養護教諭の立場から組織の推進役として行動できる。	教育公務員のモデルとしての自覚を深め、経験豊富な養護教諭としての立場から、同僚への具体的な指導・助言ができる。		
エ		学校組織の理解と参画	学校組織や校務分掌とともに、養護教諭の役割と職務内容を理解できる。	学校の教育目標・重点目標を理解し、その具現化に向け、保健室経営計画を作成し、実践することができる。	学校組織マネジメントの意義を理解し、学校教育目標の達成における保健室経営及び学校組織の在り方について考えをもち、養護教諭の立場から主体的に組織運営に参画することができる。	学校運営の持続的な改善に向け、養護教諭の立場からビジョンの策定やプラン構築及びその具現化を主導することができる。		
オ		自己啓発・人材育成	研修や自己啓発により、養護教諭としての資質を高めることの重要性を理解できる。	自己の役割を自覚し、教育活動に関わるとともに、研修等を通して保健管理・保健教育に関する基礎・基本を身に付けるために学び続けることができる。	自己の役割を自覚し、校内研修等を計画・実施し、課題を共有しながら解決を図ることができる。	自己の役割を自覚し、学校全体の課題に応じた校内研修等を計画・実施し、指導性を発揮しながら組織的に解決を図ることができる。		
カ		保護者・地域との連携・協働	ボランティア活動等を通じて、保護者や地域等を含めた他者との協力や関わり的重要性を理解できる。	保護者や地域と積極的に関わり、連携・協働を通じて児童生徒の健康課題等の解決に向けて対応することができる。	保護者、地域、接続校、関係機関と積極的に関わり、児童生徒の健康課題解決に向けて、連携・協働した対応を主体的に行うことができる。	保護者、地域、接続校、関係機関と経験を生かして積極的に関わり、健康課題等の解決に向けて連携・協働した対応を主導することができる。		
キ		危機管理	危機管理についての知識や重要性及び危機を察知した際の行動の大切さを理解できる。	事故や災害等に普段から備え、安全に配慮した環境等の整備と、危機を察知した際の迅速な報告・連絡・相談ができる。	危機を予測した未然防止の取組と、危機の早期発見・早期対応を組織的に行うことができる。	児童生徒や教職員の生命・心身の安全のために、学校全体を見通し、状況や傾向から、組織的で具体的な対応を主導し、助言ができる。		
ク		自他の人権を尊重する意識・意欲・態度	人権問題を自分自身の課題としてとらえ、人権尊重の精神に基づき、人権に配慮した行動をとることの重要性を理解できる。	人権問題を自分自身の課題としてとらえ、人権や人権擁護に関する基本的な知識を学び、その内容と意義についての理解と認識を深めるとともに、人権がもつ価値や重要性を共感的に受けとめるような感性や感覚を身に付け、それに基づく教育活動を行うことができる。	人権問題を自分自身の課題としてとらえ、人権や人権擁護に関する知識を主体的に学び、その内容と意義についての理解と認識を十分に深めるとともに、人権がもつ価値や重要性を共感的に受けとめるような感性や感覚を高め、それに基づく教育活動を積極的に行うことができる。	人権問題を自分自身の課題としてとらえ、人権や人権擁護に関する知識を主体的に学び、その内容と意義についての理解と認識を十分に深めるとともに、人権がもつ価値や重要性を共感的に受けとめるような感性や感覚を高め、それに基づく自らの実践を展開し、同僚性を発揮することができる。		
ケ	学校保健の推進	保健管理	健康観察、健康診断、救急処置及び疾病の予防・管理等に関する基礎的、基本的な内容を理解できる。	健康観察、健康診断、救急処置及び疾病の予防・管理等を適切に実施できる。	健康観察、健康診断、救急処置、疾病の予防・管理等について、学校全体で取り組むための組織体制を整えることができる。	関係者と連携した組織的な保健管理の充実を図るとともに、指導的役割を果たすことができる。		
コ		保健教育	学校保健安全法、学習指導要領の理念と内容を理解し、保健教育のイメージをもつことができる。	保健教育における養護教諭の役割を理解するとともに、各教科等の特性を踏まえ、個に応じた指導や集団指導を実施することができる。	養護教諭の専門性を生かすとともに、学習指導要領や児童生徒の健康課題に基づき、学習者中心の保健教育を展開することができる。	保健教育の全体計画の立案に積極的に参画し、実践、評価、改善を図るとともに、指導体制を整えて保健教育を推進することができる。		
サ		健康相談・保健指導	学校保健安全法による健康相談・保健指導の位置付け及び発達段階における健康課題とその対応について理解できる。	健康相談・保健指導の基本的プロセスを理解し、児童生徒の心身の健康課題や現代的な健康課題との関連を踏まえた健康相談・保健指導及び必要な支援を実施することができる。	児童生徒の心身の健康課題を的確に捉えるとともに、関係者が連携・協働する組織体制づくりを行い、健康相談・保健指導及び効果的な支援を展開することができる。	児童生徒の心身の健康課題の解決に向け、関係者等との連携・協働におけるコーディネーターの役割と、校内における指導的役割を果たすことができる。		
シ		保健組織活動	保健組織活動や学校保健に関する学校内外の協力体制の重要性を理解できる。	保健組織活動の意義を理解し、関係者等と連携して、児童生徒の健康づくりに取り組むことができる。	保健組織活動の企画・運営に参画し、関係者等と連携して児童生徒の健康づくりを進めることができる。	保健組織活動の活性化を図り、児童生徒の健康づくりを効果的に推進することができる。		
ス	生徒指導	児童生徒理解指導・支援	児童生徒指導の意義・重要性を理解できる。	児童生徒を取り巻く環境や発達の状況を理解し、個々の悩みや思いを共感的に受け止めながら、信頼関係を構築し、児童生徒一人一人に向き合うことができる。	児童生徒を取り巻く環境や発達の状況を理解し、良さや可能性を伸ばす姿勢で、児童生徒一人一人に応じた対応を組織的・主体的に行うことができる。	児童生徒一人一人を多面的に理解し、自分らしい生き方の指導を行うとともに、学校・家庭・地域での支援をコーディネートし、主導することができる。		
セ	特別な配慮や支援を必要とする子供への対応		特別な配慮を必要とする児童生徒の特性や支援の意義を理解できる。	個別の指導計画等に基づき、児童生徒の特性や実情を踏まえた個に応じた学習上・生活上の指導及び支援ができる。	組織的な連携のもと、個別の指導計画等の改善・充実を図りつつ、個に応じた適切な指導及び必要な支援の工夫ができる。	主体的に関係機関等との連携や校内での連絡調整を図るなど、学校全体での指導及び支援を主導することができる。		
ソ	ICTや情報・教育データの利活用		保健管理や保健教育及び校務へのICT活用に必要な操作方法及び情報活用能力（情報モラルを含む）育成の意義や効果を理解できる。	ICT活用や健康情報データの活用に関する基礎的・基本的な技術を身に付け、保健管理や保健教育及び校務に生かすとともに、児童生徒の情報活用能力を育成できる。	健康課題の解決に向け、保健管理・保健教育・保健組織活動の取組において、主体的にICTを活用するとともに、児童生徒の情報活用能力を計画的に育成できる。	これまでに身に付けたICT活用指導能力に基づき、保健管理・保健教育の実践や情報活用能力育成について指導・助言ができる。		

福岡県体育研究所

(福岡県立スポーツ科学情報センター内)

〒812-0852 福岡市博多区東平尾公園2丁目1番4号

電話 092-611-0220

FAX 092-611-1747

担当 小塩 kojio-s5439@pref.fukuoka.lg.jp